

生駒市規則第18号

生駒市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則
生駒市職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年3月生駒市規則第4号）の一部を次のように改正する。

第17条第3項中「別表第2の」の次に「4の項及び」を加える。

別表第2の4の項各号を次のように改める。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 文化又はスポーツの振興を図る活動
- (3) 環境の保全を図る活動
- (4) 災害救援活動
- (5) 子どもの健全育成を図る活動
- (6) その他市長が相当であると認める活動

別表第2の10の項中「2日」を「3日」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。